

総括所見において指摘された主要な個人人権課題

(1) 代用監獄制度・取調べ可視化等の刑事司法制度

代用監獄制度の廃止もしくは自由権規約14条の完全な実施（取調べへの弁護人の立ち会い、逮捕時からの法律扶助、全医療記録を含む警察記録の開示、起訴前の保釈）、取調べ時間について制裁を伴う厳格な制限、全過程のビデオ録画を勧告した。また、委員会は捜査における警察の役割は裁判のための証拠の収集であり、真実を明らかにすることではないこと、黙秘していることを不利益に斟酌してはならず、司法は自白よりも科学的な証拠に依拠するべきであると勧告している（18, 19項）。

(2) 「慰安婦」を含む女性・子どもに対する差別と暴力の防止

「慰安婦」を含む女性・子どもに対する差別及び暴力の防止については、委員会は、男女共同参画基本法制定、男女共同参画基本計画策定、DV防止法改正等、政府のいくつかの施策を評価しつつも、政府に対し、民法の再婚禁止期間規定、男女の婚姻可能年齢の差別規定、婚外子の相続分差別規定については改正を求め、国会議員、幹部的な地位にある国家公務員、民間企業の管理職等の分野における女性の比率を増大させるために実効的な措置を取ることを求め、「慰安婦」被害者に対し加害者処罰を含む法的責任の履行、セクシュアル・オリエンテーションに基づく差別禁止、人身売買の防止と被害者に対する支援の強化を強く求めた（11～15, 22, 23, 28, 29項）。

(3) 外国人に対する差別、難民の保護

研修・技能実習の外国人に対し最低賃金制度や社会保険を保障し、技能習得に焦点をあてた新しいプログラムを設置すること（24項）。入管法による退去強制については、拷問等の危険のある国への送還禁止の明文規定の制定、不服申立についての独立審査機関の創設、退去強制命令発付を不服とする提訴前の難民申請者の送還の禁止を求めた（25項）。外国人に対する国民年金法上の差別を撤廃し、朝鮮学校に関して、公的補助、寄付について私立学校と同等の税制上の優遇措置、卒業生の大学受験資格の承認を求めた（30, 31項）。

(4) マイノリティの保護

日本は、アイヌ及び琉球民族を国内法で先住民と認め、その文化、伝統的生活様式及び土地の権利を守る措置を実施すること。アイヌと琉球民族の子どもについては、民族の文化や歴史についての正規の授業を含めて、その言語や文化について教育を受ける適切な機会が提供されるべきである（32項）。

(5) 死刑制度及び死刑確定者の保護

死刑制度については、政府は世論に拘わらず死刑廃止を前向きに検討すること、死刑確定者の処遇及び高齢者・精神障害者への死刑執行に対し、より人道的な対応をとること、死刑執行を事前に告知すること、恩赦・減刑・執行の猶予が利用可能となること、必要的上訴制度を導入し、再審・恩赦の請求に執行停止効を持たせること、そして再審弁護人との秘密接見を保障することが勧告された（16, 17項）。

(6) 刑事拘禁制度

刑事拘禁制度については、刑事施設視察委員会、留置施設視察委員会、刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の制度について独立性と権限を強化すること、死刑確定者を例外なく独居拘禁とする体制を緩和すること、保護房拘禁の最長時間を制限し、事前の医師の診察を必要とすること、分類上の判断に基づいて審査の申請のできない独居拘禁を継続しないよう勧告した（20, 21項）。

(7) 表現の自由に対する不合理な制限の撤廃

委員会は、公職選挙法上戸別訪問が禁止されていること、市民や公務員がビラを配ったことにより逮捕・起訴されたこと等公共の問題に参加することに不合理な制限があることに懸念を表明し、このような不合理な制限を削除することを勧告した（26項）。

なお、総括所見の内、17, 18, 19, 21項については、委員会は政府に対して一年以内の追加情報の提供を求めている（34項）。また、「慰安婦」問題、沖縄・琉球をマイノリティとして言及したこと、戸別訪問等の表現の自由に関及したのは初めてである。